



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*13 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 告示

- 338 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 339 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 340 生活保護法による施術機関の指定(")
- 341 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 342 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予察するための検査の実施 (")
- 343 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")
- 344 保安林の指定 (森林整備課)
- 345 " (")
- 346 " (")
- 347 保安林の指定解除予定の通知 (")
- 348 保安林の指定予定の通知 (")
- 349 " (")
- 350 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (技術調査課)
- 351 道路の区域変更 (道路保全課)
- 352 新道路の供用開始等 (")
- 353 道路の区域変更 (")
- 354 新道路の供用開始等 (")
- 355 道路の区域変更 (")
- 356 新道路の供用開始等 (")
- 357 道路の区域変更 (")
- 358 新道路の供用開始等 (")
- 359 道路の区域変更 (")
- 360 新道路の供用開始等 (")
- 361 道路の区域変更 (")
- 362 新道路の供用開始等 (")
- 363 道路の区域変更 (")
- 364 新道路の供用開始等 (")
- 365 道路の区域変更 (")
- 366 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

10 警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項売りさばき機関の欄中「和歌山高等技術専門校 田辺高等技術専門校」を「和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院」に改める。

別記第3号様式中 「印」を削り、

記入者
Ⓜ

を

「

記入者職氏名

」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第338号

住民基本台帳ネットワークシステム監視委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム監視委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 和歌山支店長 宮本順二
和歌山市一番町5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
35,296,590円(うち消費税及び地方消費税の額1,680,790円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 151-18	真寿苑クリニック	田辺市神島台4番1号	平成 19.3.1

和歌山県告示第340号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔 32-18	丸山鍼灸整骨院	海南市井田字山田175-1	平成 19.2.28

和歌山県告示第341号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的
 - (1) ヨーネ病検査 ヨーネ病の発生予防のため
 - (2) 腐そ病検査 腐そ病の発生予防のため
 - (3) 伝達性海綿状脳症検査 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため

- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため
- 2 実施する区域
 - (1) ヨーネ病検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域
 - (2) 腐そ病検査 県内全域
 - (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) ヨーネ病検査 牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)
 - (2) 腐そ病検査 みつばち
 - (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 鶏(1,000羽以上飼養する全ての採卵鶏農場に限る。)
- 4 実施の期日
 - (1) ヨーネ病検査 平成19年4月1日から平成19年7月31日まで
 - (2) 腐そ病検査 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 - (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
 - (2) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
 - (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)及びその他必要な検査

和歌山県告示第342号

監視伝染病の発生を予察するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的

- (1) 牛流行熱検査 牛流行熱の発生予察のため
- (2) イバラキ病検査 イバラキ病の発生予察のため
- (3) アカバネ病検査 アカバネ病の発生予察のため
- (4) アイノウイルス感染症検査 アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (5) チュウザン病検査 チュウザン病の発生予察のため
- (6) ブルータング検査 ブルータングの発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域
- (2) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域
- (3) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域
- (4) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域
- (5) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域
- (6) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (2) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (3) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (4) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (5) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (6) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛

4 実施の期日

- (1) 牛流行熱検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (2) イバラキ病検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (3) アカバネ病検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (4) アイノウイルス感染症検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (5) チュウザン病検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) ブルータング検査 原則として平成19年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (2) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (3) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (4) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (5) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (6) ブルータング検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第343号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の注射を受けることを命ずる。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)

4 実施の期日

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (3) イバラキ病予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) アカバネ病予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (5) チュウザン病予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (7) 豚丹毒予防注射 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (8) 流行性脳炎予防注射 平成19年4月1日から平成19年7月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射については、イバラキ病予防液を皮下に注射する。
- (4) アカバネ病予防注射については、アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射については、チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射については、アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射については、次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

和歌山県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字荒田598の1・598の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、大字井谷字住屋谷510の1、520
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字荒田598の1・598の2・字住屋谷510の1・520（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町立合川字洞495
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町高富字白旗836、837、837の1、838、838の1（次の図に示す部分に限る。）、839、839の1（次の図に示す部分に限る。）、843の1、843の3、843の8、844の1（次の図に示す部分に限る。）、844の6、844の8、844の15、845の1、845の3、845の8、845の15、845の16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第347号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡九度山町大字慈尊院字亀尾谷908の239
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第348号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町三尾川字寺原390・405（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、382、389、395、412
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺原382・389・390・395・412（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、405
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第349号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字小松字谷奥119の2、字立合川120の4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第350号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23及び法第27条の26の規定による経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請及び請求の時期
- (1) 和歌山県知事許可を有する建設業者については、申請及び請求の時期を決算期ごとに次のとおりとする。
なお、詳細については別に定めるものとする。

決 算 期	申請及び請求の時期
平成18年10月、11月	平成19年4月
平成18年12月	平成19年5月、6月
平成19年1月、2月、3月	平成19年7月
平成19年4月、5月、6月	平成19年10月
平成19年7月、8月、9月	平成19年12月

(2) 国土交通大臣許可を有する建設業者については、主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に書類を提出するものとする。

2 申請及び請求の方法

次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 申請書、請求書及び添付書類

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

イ 規則別記様式第2号の2による工事経歴書

ウ 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求を申請する場合)

エ その他別に定める添付書類

(2) 確認書類

別に定める書類

3 経営規模等評価の申請及び総合評定値通知の請求に係る手数料

(1) 手数料

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第2第19項第4号及び第5号に規定する経営規模等評価及び総合評定値の通知手数料の額

(2) 納付方法

和歌山県証紙を審査手数料証紙貼付書にはりつける。

4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を申請者あて郵便により送付する。

5 再審査の方法

(1) 経営規模等評価の結果について異議ある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して、再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

(2) 経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から120日以内に、次に掲げる書類を知事に提出し

て再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

6 その他

詳細については、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班に問い合わせること。

和歌山県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字三十井川字巻尾432番1地先から同町大字宇井苔字里坪103番3地先まで	旧	2.20 } 38.00	2,814.30	
有田郡有田川町大字宇井苔字神出25番15地先から同町大字宇井苔字里坪103番3地先まで	旧	9.20 } 78.00	725.00	
同上	新	9.20 } 78.00	725.00	

和歌山県告示第352号

平成19年和歌山県告示第351号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡美浜町大字和田字西分1311番2地先から同町大字和田字西分1310番2地先まで	旧	5.70 }	60.00	柏御坊線と重用 L=60.00
同上	新	11.50 }	60.00	柏御坊線と重用 L=60.00

和歌山県告示第354号

平成19年和歌山県告示第353号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 湯浅広港線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字広字津久松534番1地先から同町大字名島字下林84番18地先まで	旧	5.00 }	737.00	
有田郡広川町大字広字家添515番2地先から同町大字名島字下林84番8地先まで	旧	7.20 }	1,291.50	国道42号 L=522.50 御坊湯浅線 L=203.00 と重用
同上	新	7.20 }	1,291.50	国道42号 L=522.50 御坊湯浅線 L=203.00 と重用

和歌山県告示第356号

平成19年和歌山県告示第355号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町温川字桑畑681番2地先から同市中辺路町温川字桑畑694番3地先まで	旧	5.90 }	62.50	内井川橋 L=29.70
田辺市中辺路町温川字桑畑690番1地先から同市中辺路町温川字桑畑694番3地先まで	新	8.20 }	172.80	

和歌山県告示第358号

平成19年和歌山県告示第357号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル

日高郡日高川町大字和佐字銀杏之本547番2地先から同町大字入野字大山59番2地先まで	旧	3.90 } 14.80	503.00	入野橋 L=364.75
同上	新	3.90 } 14.80	503.00	入野橋 L=364.75
同上	新	9.50 } 10.80	390.70	入野橋 L=347.30

和歌山県告示第360号

平成19年和歌山県告示第359号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市北宿字七霞立曾120番145地内	旧	6.60 } 9.10	26.00	
同上	新	10.90 } 13.00	26.00	

和歌山県告示第362号

平成19年和歌山県告示第361号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市田尻字下田105番1地先から同市和田字丁田1281番7地先まで	旧	3.30 } 9.70	1,486.00	
和歌山市杭ノ瀬字五反田198番1地先から同市和田字天場1230番1地先まで	旧	5.50 } 10.00	1,677.00	
同上	新	5.50 } 10.00	1,677.00	

和歌山県告示第364号

平成19年和歌山県告示第363号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年5月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 三田三葛線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市坂田字上ノ坪632番3地先から同市三葛字坂口528番1地先まで	旧	5.50 } 26.80	1,278.20	
同上	旧	7.60 } 44.40	1,278.40	

同上	新	7.60 } 44.40	1,278.40	
----	---	-----------------	----------	--

和歌山県告示第366号

平成19年和歌山県告示第365号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年5月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表5の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年10月1日から施行する。

平成19年3月20日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

路 線	区 間
1 一般国道24号	和歌山県の全域
2 一般国道26号	和歌山県の全域
3 一般国道42号	和歌山県の全域
4 県道和歌山停車場線	全域
5 県道和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番地先から和歌山市田中町五丁目1番10地先まで
6 県道鳴神木広線	和歌山市田中町五丁目1番10地先から和歌山市鳴神1010番11地先まで
7 県道和歌山海南線	和歌山市手平三丁目6番25地先から和歌山市紀三井寺756番1地先まで
8 和歌山市道新和歌浦中之島紀三井寺線	和歌山市元寺町四丁目17番地先から和歌山市手平三丁目6番25地先まで

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成19年3月20日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長

吉 原 富 一

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島

及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成19年5月15日から平成19年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。